

# 甘露の変直後の「反宦官」動向について

兼平 雅子

(史学専攻博士後期課程三年)

## はじめに

大和九年十一月壬戌(八三五年一月二日)の甘露の変は、安史の乱以降に発生した事件の中でも皇帝と宦官の関係が変化した出来事として知られる。元和十五年(八二〇)の宦官による憲宗の弑殺後、穆宗以下、敬宗と哀帝を除いた七人が宦官によって擁立され、宦官の皇帝に対する干渉が強まっていた。こうした中で、宦官に擁立されながらも反宦官の姿勢をたびたび示し、宦官の排除を計画したのが文宗であり、その排除計画に端を発したのが甘露の変であった。一部の宦官の排除は成功したものの、甘露の変の失敗により、かえって仇士良を中心とした宦官集団が形成されることとなった。

従来の甘露の変後に対する評価は、その事件が結果として官僚の大虐殺事件であったという一面から、概ね文宗の政治に対する積極性は失われ、宦官の勢力を大きくした事件であるされてきた。しかし、近年ではその評価を見直す動きもある。すなわち、事件前後の官僚体制に重点を置くもの、甘露の変後の政治体制や宦官政策に重

点を置くもの、さらに甘露の変の当時の文学(詩作など)への影響<sup>1)</sup>など、様々な視点での研究がなされている。

そこで、本稿ではこれまでの研究成果を受けて、あらためて甘露の変直後の政治動向について、特に官僚の動静を中心に再検討を加えたい。

## 1. 甘露の変・文宗に対する先行研究

甘露の変の前後の状況を詳細に伝えるのは『資治通鑑』であり、そこには『旧唐書』に見られない記事も多く、従来の甘露の変研究は『資治通鑑』に大きく依拠してきた。司馬光はその史贊で、「論者は皆、(甘露の変の際に宦官に誅殺された宰相である)王涯・賈餗は文学的な名声も高く、李訓・鄭注の計画には関与せず、その禍を被つたに過ぎないというが、高位の保身の為に李訓・鄭注のような小物と比肩したことに恥じるべきであり、それによって国の危機は起こった<sup>2)</sup>」と厳しい評価を与えている。

さて、甘露の変についての先行研究での視点・評価は、以下の二

点が主である。

### (1) 事件(甘露の変)と文宗を中心とするもの

まずは、甘露の変と文宗に重点を置く論考から紹介していく。横山裕男「一九七〇」は、「唐宋変革における側近政治を考察する」という立場から、宦官勢力と皇帝との関係が浮き彫りにされる事件として甘露の変に着目し、「甘露の変」は皇帝の計画した皇帝権回復の動きであったが、その結果として皇帝権は強化されず、かえって皇帝が宦官集団の象徴としての性格を強め、宦官の権勢を強化した事件」とする。その後、同「一九七五」では甘露の変の顛末を詳細に論じ、「甘露の変」によって朝廷は完全に宦官に制圧され、皇帝及び宰臣は宦官の言うがままになった」とした。そして、甘露の変後の文宗について「宦官の傀儡と化した」とする。横山氏と同様に甘露の変の顛末を詳細に論じた田廷柱「一九九二」は、甘露の変自体に文宗の関与があったと指摘する。甘露の変までの文宗の宦官排除計画や関係者を検討した結果、変後は宦官の強い圧制をうけ、「宦官の傀儡」であると指摘する。また、文宗が宦官勢力によって廢位されなかった理由について、李石・鄭覃、さらには劉從諫などによる助けがあったためであるとする。

### (2) 官僚集団を中心とするもの

甘露の変自体の概要と文宗の評価を中心とする論考とは別に、当時の官僚層や政治体制などに注目した論考も見られる。当時は「牛李の党争」と呼ばれる朋党の争いがあり、官僚集団に視点に置いた研究ではその状況を前提条件としている。<sup>3)</sup>

劉連承「一九八六」は、社会階級の問題に注目し、甘露の変に実際に関与した協力者達を「李訓集団」とする。その構成員は強い政治権力を欲し、権勢を得るため「最大の政治の禍害」である宦官を除こうとし、甘露の変をひきおこしたとする。何燦浩「一九九〇」は、「一般的に南衙と北衙の争いという見方がされてきた」甘露の変について、文宗の前後に即位した皇帝と官僚(氏は「朝官」と表現)・宦官の関係を検討し、その性質を追求する。氏は、官僚と宦官の關係について、「甘露の変の後には緊張状態が出現した」ものの、その前後にはその關係が「緩和」していた時期があり、そのため「官僚は宦官を排除する必要はなく」、「(宦官誅殺は)文宗の一方的な要求であり、孤立した行動」であり、甘露の変の本質は「皇帝と宦官の争い」とする。同様に皇帝と官僚の意向の不一致について論じるものに、雷巧玲「一九九五」がある。文宗が甘露の変後も宦官(樞密使)を重用したことから、「甘露の変に参与した文宗は宦官の全部を誅殺しようとしたのではない」とする。文宗は、宦官の誅殺によって官僚・宦官相互の牽制により大権を回収しようとしたのであって、

宦官を悉く誅殺しようとした官僚と文宗との間に相異があったことを指摘する。

一方、郭紹林「二〇〇二」は、甘露の変後の昭義藩鎮（劉從諫）の対応とその後の李德裕と昭義節度使に注目し、「李訓・鄭注は政変に失敗したが、昭義節度使の介入によって宦官勢力が抑えられ国家の局勢は安定した」とする。また、甘露の変失敗の原因は「軍事力」にあるとし、甘露の変は「李訓による宦官翦除活動」ではないとする。同様に軍事力に注目するものに王萌「二〇〇七」がある。南衛の主力軍事力である金吾衛軍と神策軍の「軍事力量」に注目し、「甘露の変の失敗の原因は金吾衛軍の行動の失敗が大きい」とする。甘露の変後の文宗は「失権し、神策軍の制約によって金吾衛軍を利用することができなくなった」とする。

また、文宗が翰林学士を重用したことから、その関係に注目する傅紹磊「二〇一〇」は、大和年間の両者は「一貫して宦官の翦除を意図し、皇帝の側近である翰林学士も同様であった」とする。甘露の変後は、「甘露の変後の文宗は宦官の受制にあり、翰林学士もまた宦官の（意図の）制を受けた」と述べる。ちなみに、宦官が文宗を監視した理由は「当然のことながら文宗が再び近侍と共謀して宦官の翦除をすることを防ぐため」とする。

さらに、政治史を専門とする黄日初氏は、文宗と武宗期の中央での政局（中枢政局）に注目し、<sup>4</sup> 甘露の変を「文宗が理想の政治を追

求しようとした」結果起こったものであるとする。甘露の変の先論をうけた黄「二〇一二A」では、「甘露の変の本質」に焦点をあて、甘露の変を政変として捉え、外朝と内廷の権力争いであったとする。また、中枢体制の視点から分析する同「二〇一二B」は、事件の背景には深刻な政治体制があったとし、（宦官・官僚らの）政治主導権の争いの結果であったとする。いずれも甘露の変後は宦官の勢力が強まったことを肯定する。

ところで概説書等においても、甘露の変は唐朝後期の重要事件として取り上げられており、一部ではあるが以下にその評価をまとめておきたい。まず、先に挙げた先行研究においても多く引用される陳寅恪氏は、「甘露の変は一幕の悲劇であり、当時の中央政権は皇帝一人の身に寄託し、皇帝名義で施令が発号されるため政権争いがあった」とし、甘露の変後は「皇帝の継承は完全に宦官の手によって決せられ、外朝の宰相はこの決定に服従した」とする。<sup>5</sup> 岡崎文夫氏は『隋唐帝国五代史』の中で「……この事変以来宦官が文宗に対して加える圧迫のますますつり、文宗をして自分が家奴のために掣肘せらるることは残念でたまらぬと嘆かしめるに至った」と、宦官の圧迫に嘆く文宗の様子を述べる。<sup>6</sup> 布目潮風・栗原益男氏の『隋唐帝国』では「……この事件は益々宦官の力を強める作用をするこ  
とになった」とし、金子修一氏は『中国史（世界各国史シリーズ）  
3』のなかで「……（甘露の変）以後宦官の政治介入は激しくなり、

牛李の党争でも官僚たちは有力な宦官と組んで互いに相手を排除しようとした」と述べる。<sup>(8)</sup>さらに、氣賀澤保規氏は『絢爛たる世界帝國』の中で、「……これをもって、唐朝における反宦官の動きは終わる。宦官政治の決着は、唐末、朱全忠が都に入ってから彼らを皆殺しにするまで待たなければならなかった」とする。<sup>(9)</sup>このように、いづれも甘露の変の失敗によって宦官の勢力が強まったことを述べ、甘露の変をきっかけとした「反宦官の動き」は終わったという見方がなされる。

以上、甘露の変に関する先行研究について、事件と文宗との関係に視点おくものと、官僚側の状況や政治体制・軍事面などに視点をおくものを確認してきた。いずれも、概ね甘露の変後の宦官は権勢を大きくし、干渉を強めたことを認める。しかし、文宗の甘露の変への関与と皇帝と官僚の関係、官僚と皇帝の関係については、それぞれ微妙に見解が異なる部分がある。いまはその相異について検討はしないが、概説書等の見解も踏まえると、甘露の変後の文宗は「宦官の制を受け」、「失権し」、「宦官の傀儡」であると理解され、官僚についても「宦官の制を受け」、「服従した」と理解される。

ところが、大勢を占めるこれらの理解に対し、松本保宣氏は別の見解を示している。すなわち、松本「一九九九」で、中国人研究者の甘露の変研究を論じ、「近年、大陸の中国研究者を中心に皇帝の主

導力見直しが提言されている」とし、諸氏の論説を解説した上で、「筆者としては現在のところ、田氏の主張する文宗の全面的傀儡化という評価には検討の余地ありと考える」とする。その後、文宗の聴政制度改革に注目した同「二〇〇二」では、「甘露の変（八三五年）後の開成年間、宦官勢力（北司）の圧迫下で政治への意欲を失ったとみなされてきた。しかし、宰相以下南衙官僚の接見（聴政）を熱心に行ったのみならず、頻繁に制度改革を繰り返した。」とし、このことから、「文宗が甘露の変後、政治に対する能動性を放棄したわけではないことを物語る」とする。また、開成年間の文宗について、「文宗は宰相李石の献策により枢密使の劉弘逸・薛季稜を腹心とし、皇帝―枢密使―宰相のラインで仇士良ら護軍中尉に対抗軸を形成しており……」、元和年間からの政治体制が維持されることも指摘する。さらに、「武宗・宣宗期における一応の宦官抑制という事態は、開成年間を宦官の盤石の支配とする観点からは説明できないであろう。」とし、従来の説とは異なる文宗の姿勢を聴政制度改革の面から明らかにしている。

松本氏の指摘によれば、事件直後の文宗は積極的な政治活動（聴政）をおこなっており、しかも宰相ら官僚および枢密使らと協力して宦官勢力（仇士良等）への「対抗軸」の形成を企てていたという。こうしたことからすれば、従来指摘されるように変直後、宦官の掣肘を受けて文宗は「宦官の傀儡」となった、また官僚は「宦官に服

従した」といった状況ではなかったことになる。

そこで次節では、変直後の宦官関連記事を検討し、反宦官動向の実態を解明したい。

## 2. 変直後の反宦官動向について

まずは、甘露の変後の文宗の状況を確認したい。変後、文宗は宦官による幽閉状態となった。その際の文宗の心情を伝える記事は多数あり、例えば、『資治通鑑』巻二四六、唐紀六二、文宗開成四年（八三九）の条に、

（開成四年、十一月）乙亥、上疾少間、坐思政殿、召當直學士周墀、賜之酒、因問曰、朕可方前代何主。對曰、陛下堯・舜之主也。上曰、朕豈敢比堯・舜。所以問卿者、何如周赧・漢獻耳。墀驚曰、彼亡國之主、豈可比聖德。上曰、赧・獻受制於強諸侯、今朕受制於家奴、以此言之、朕殆不如。因泣下霑襟、墀伏地流涕、自是不復視朝。

とあり、病に臥せていた文宗が、当直の學士周墀を召して酒を酌み交わしながら、「周の赧王や漢の獻王は諸侯の圧制を受けていたが、自分は家奴である宦官に圧制を受けている」と泣きながら言い、宦官の圧制に耐えかねた文宗は、これ以降政治を視なくなったというものである。

おそらく、このような記述が変後の文宗が宦官の傀儡となったと

指摘されるゆえんであろう。しかし変後、仇士良を中心とする宦官を糾弾する官僚側の動きが確認される。甘露の変に際し宦官の指揮する神策軍により捕らえられた官僚がその後殺害されたが、官僚側はその際の罪状を問うたのである。『旧唐書』巻一六九、王涯伝に、

（王）涯之死也、人以為冤。昭義節度使劉從諫三上章、求示渥等三相罪名、仇士良頗懷憂恐。初宦官縱毒、凌藉南司。及從諫奏論、凶焰稍息、人士賴之。

とあり、これは昭義節度使の劉從諫が王涯・舒元興・賈餗・李訓の罪名を求める記事である。この中で、王涯等の死は冤罪によるものであると認識されており、そこを突いての奏上であった。この奏上によって仇士良は「頗る憂恐を懷」き、南司を凌藉するほどに縦毒していた宦官の凶焰はやや止み、人士はこれに頼ったという。

ここに見える「凌藉南司」については、当時内廷側にいる宦官を「北司」、外廷側の官僚を「南司」と呼んでおり、宦官が神策軍の人事について権限を超えて行っているなど、その権勢の拡大は想像に難くない。

また同様な記事として『新唐書』巻二二四、藩鎮宣武彰義澤潞、劉悟伝付從諫伝に、

李訓約（劉）從諫誅鄭注、及甘露事、宰相皆夷族、傳言死非其罪。從諫不平、三上書請王涯等罪、譏切中人。時宦豎得志、天

子弱、鄭覃・李石新執政、藉其論執以立權綱、中人憚而怨之。とあり、劉從諫が再三にわたり王涯等の罪名を問うている状況と共に、変後に宰相となった鄭覃・李石がその議論に乗じて「権綱」を立てた様子が記されている。ここでもまた、「時宦豎得志、天子弱」と文宗と宦官の力関係を覗かせる記載も見られるが、それでもなお官僚側の対応によつては「権綱」を立てることは可能であった。このことは、甘露の変の失敗の後も官僚側から宦官に対して強い態度を示す動きがあったと言えよう。

ところで、仇士良を始めとする宦官らを恐れさせた劉從諫は、いかなる人物であつたのだろうか。劉從諫は、父から昭義節度使を譲り受けた<sup>15)</sup>。本来、節度使の世襲は認められていないが、昭義が強力な藩鎮であつた事を示しており、さればこそ反宦官の態度をとるこゝろが可能であり、かつ宦官を恐れさせ押さえることができたのであろう。

令狐楚もまた、甘露の変にて殺害された十一人について上奏している<sup>16)</sup>。『資治通鑑』卷二四五、唐紀六一、文宗開成元年（八三六）の条に、

左僕射令狐楚從容奏、王涯等既伏辜、其家夷滅、遺骸棄捐。請官為收瘞、以順陽和之氣。上慘然久之、命京兆收葬涯等十一人於城西、各賜一襲。仇士良潛使人發之、棄骨於渭水。

とある。これは、甘露の変の際に排斥された王涯等官僚とその一族

の遺体を収葬しよう奏上したものである。劉從諫ほど強く主張しているわけではないが、これもまた、甘露の変時の宦官の対応について糾弾するものである。この奏上によつて、文宗は城西に改葬を命じた。しかし、これに対して仇士良は人を遣わして、渭水にその骨を捨てさせている。令狐楚は、甘露の変中にも王涯と賈餗の無罪を訴えていた。しかし、それによつて仇士良に怨まれたために、宰相に就任する事がかなわなかつた人物である<sup>16)</sup>。

更に、裴度も劉從諫・令狐楚と同様に甘露の変時の宦官の対応について意見している。『旧唐書』卷一七〇、裴度伝に、

（大和九年）十一月、誅李訓・王涯・賈餗・舒元興等四宰相、其親屬門人從坐者數十百人、下獄訊劾、欲加流竄、度上疏理之、全活者數十家。

とあり、甘露の変に誅された李訓・王涯・賈餗・舒元興等四宰相の親族門人数十百人が連座させられた。裴度は正しい処罰を行うことを上疏したため、それによつて数十家が生きながらえたという。これもまた、反宦官の態度を示したものとみてよく、その結果として宦官勢の方針を変えることができた。裴度は穆宗期に宰相に就任した人物であり、文宗の即位にも功があつた。しかし、牛僧儒・李宗閔等が宰相に登用されると、彼らに対して反発心を持っていたために、病を理由に宰相を辞した人物である<sup>16)</sup>。

甘露の変中に宰相に就任した李石と鄭覃もまた、先に挙げた記事

のほかに反宦官の態度をとっている。『旧唐書』卷一七二、李石伝に、

自京師變亂之後、宦者氣盛、凌轢南司、延英議事、中貴語必引訓以折文臣。(李)石与鄭覃嘗謂之曰、京師之亂、始自(李)

訓・鄭)注、而訓・注之起、始自何人。仇士良等不能對、其勢稍抑、搢紳賴之。是時、踰月人情不安、帝謂侍臣曰、如聞人心尚未安帖、比日何如。石對曰、比日苦寒、蓋刑殺太過、致此陰沴。昨聞鄭注到鳳翔招募士卒不至、捕索誅夷不已、臣恐邊上聞之、乘此生事。宜降詔安諭其心。從之。

とあり、京師の変亂(甘露の変)の後、南司を凌ぐほどの権勢を有していた宦官に対し、李石と鄭覃は、甘露の変は李訓・鄭注によって起こされたものであるが、李訓・鄭注の登用が誰によるものかを問うた。それが宦官王守澄によるものであったため、仇士良はその問いに返答する事ができなかった。これによって、宦官の勢力はやや抑えられ、搢紳はこれに頼んだという。甘露の変に関する宦官の責任について、直接的には言及しないものの、変の計画者である李訓、李訓と関係のあった鄭注の登用のいきさつから、宦官の責任を問うたと見てよい。

この後、李石と宦官の関係をうかがうものができるとのに、『資治通鑑』卷二四六、唐紀六一、文宗開成三年(八三八)の記事があり、そこには、

中書侍郎・同平章事李石、承甘露之亂、人情危懼、宦官恣橫、忘身徇國、故紀綱粗立。仇士良深患之、潛遣盜殺之、不果。石懼、累表称疾辭位、上深知其故而無如之何。丙子、以石同平章事、充荆南節度使。

とあり、甘露の変後の宦官の専横に対して李石が身を犠牲にして宦官に対抗し強固な姿勢をとったために、それを憎んだ仇士良によって襲撃された様子を記している。この襲撃によって、李石は宰相を辞めたが、この宦官側の攻撃は、李石の反宦官の姿勢が強固であったことを示している。

以上において、甘露の変に関係した官僚側の宦官に対する姿勢を確認したが、甘露の変に関連する事項以外でも、宦官に対して強固な姿勢がとられていた記事がある。『資治通鑑』卷二四五、唐紀六一、文宗大和九年(八三五)十二月の条には、薛元賞が、当時横暴であった神策軍将に対して取った態度と、仇士良とのやり取りを載せている。

時禁軍暴橫、京兆尹張仲方不敢詰、宰相以其不勝任、出為華州刺史、以司農卿薛元賞代之。元賞常詣李石第、聞石方坐聽事与一人爭辯甚喧、元賞使覘之、云有神策軍將訴事。元賞趨入、責石曰、相公輔佐天子、紀綱四海。今近不能制一軍將、使無礼如此、何以鎮服四夷。即趨出上馬、命左右擒軍將、俟於下馬橋、元賞至、則已解衣蹠之矣。其党訴於仇士良、士良遣宦者召之曰、

中尉屈大尹。元賞曰、属有公事、行当繼至。遂杖殺之。乃白服見士良、士良曰、癡書生何敢杖殺禁軍大将。元賞曰、中尉大臣也、宰相亦大臣也、宰相之人若無礼於中尉、如之何。中尉之人無礼於宰相、庸可恕乎。中尉与国同体、当为国惜法、元賞已囚服而来、惟中尉死生之。士良知軍將已死、無可如何、乃呼酒与元賞勸飲而罷。

薛元賞は神策軍將に関する訴事があるのを聞き、それを捕らえて杖殺した。これについて仇士良が説明を求めたところ、中尉も宰相も大臣であり、部下の所業に関しては変わりなく同じように処罰しなければならぬとした。宦官の専横がいかにほなほしい状況にあったとはいえ、元賞は神策軍護軍中尉も宰相と同じ立場であると言う理由によって、仇士良に強い態度をとっている。

これら、李石・鄭覃・劉從諫らが甘露の変後に反宦官の姿勢を示した背景にはなにかがあるのだろうか。甘露の変は一面からみれば、官僚側が宦官の誅殺を企図した事件であるが、宦官による官僚の虐殺事件であるともいえる。同僚を殺害された官僚からみれば、反宦官の態度は取りにくい状況であったようであるが、敢えて対抗したのは、劉從諫は節度使としての軍事力を有していたこと、李石や鄭覃・令狐楚ら官僚は政治家としての影響力があったことなどから、甘露の変直後も反宦官の姿勢をとることができたのであろう。

以上、甘露の変直後、とくに官僚を中心とした状況について確認

してきた。甘露の変後は文宗が宦官による幽閉状態となったこともあり、文宗が主体となり反宦官の動向を示す状況は見られない。しかし、甘露の変時の宦官側の対応を足がかりとした官僚側の反宦官的ともいえる対応、薛元賞による宦官の専横を許さない態度から、これまで指摘されてきたような変直後における文宗および官僚が宦官の「傀儡」・「服従」した状況は見られない。甘露の変を境として反宦官の主体が官僚へ移行したと見てよい。

### おわりに

甘露の変直後の状況について、従来では変をきっかけとして、宦官は文宗・官僚に対して強圧的な態度をとり、文宗を監視下におき、人事権を握るなど権勢を強め、その専横をきわめたとする。さらに、即位当初は積極的な反宦官の姿勢を示した文宗も変後は、幽閉状態であったこともあり宦官の掣肘を受けて政治さえ顧みなくなり、宰相（官僚）もまた文宗同様に宦官に対して強い態度をとることができなくなったとされてきた。

しかし本稿で確認してきたように、変直後の宦官の対応などをきっかけとした、官僚側（藩帥・宰相）からの反宦官の姿勢は事件の前と変わらず、文宗もまた聴政改革などを積極的に行うなど、これまで理解されていた状況とは異なった展開を見せていた。ただし、反宦官を積極的に行うのは軍事力を持つ藩帥・有力官僚などであった。



反宦官の姿勢を示すには、対抗しうる軍事力や政治的な影響力が不可欠であり、宦官もまた、全ての官僚に強圧的な態度はとれなかったことを示している。要するに、従来指摘されてきたような、反宦官の動向は甘露の変後も失われたわけではなかった。

しかし全般的に見れば、唐代の宦官は皇帝を擁立し権勢をふるっ

た存在であり、皇帝と宦官の関係を「定策国老・門生天子」と称されるような状況があったことも確かである。<sup>(18)</sup> 今後は、文宗以降の唐朝最末期の皇帝と宦官の関係について、反宦官の動向を視野に入れつつ皇帝権と宦官の位置関係について考察していきたい。

表 甘露の変協力者・宰相の動向一覽

(凡例) 略称後の数字は卷数。伝・紀等の間には「・」をつけた。

旧Ⅱ『旧唐書』、新Ⅱ『新唐書』、通鑑Ⅱ『資治通鑑』

人名	動向	史料
王涯	当時宰相。計画を知らず。中書省で会食中に事件に遭遇。後に甘露の変は李訓が鄭注擁立を謀った反乱事件だと仇士良に自書させられた。	旧169・王涯伝、通鑑245・唐紀61・文宗大和9年11月の条
賈餗	当時宰相。計画を知らず。中書省で会食中に事件に遭遇。内廷から一旦脱出するも、翌日神策軍に出頭。	新179・賈餗伝、旧169・王涯伝、通鑑卷245・唐紀61・文宗大和9年11月の条
舒元興	当時宰相。計画に参加。甘露の変を王涯には教えず。事件の際には兵を率いた。事件時に安家門から脱出するところを捕えられ、左神策軍に送られて殺害さる。	新179・舒元興伝、新179・李訓伝、通鑑245・唐紀61・文宗大和9年11月の条
李訓	当時宰相。甘露の変主導者。協力者を募り甘露の変を実行す。事件時は親交のあった僧侶・宗密のもとに逃れ、その後鄭注のもとに身を寄せようとしたが京師の兵に首を差し出し、一族誅殺を逃れる。	通鑑245・唐紀61・大和9年の条(11月壬戌を含む前後複数記事)、旧17下・文宗本紀・大和9年11月の部分、旧167・李訓伝、新179・李訓伝
王璠	太原節度使として兵力を率いる。逃亡した所を捕えられ、王涯と共に投獄さる。 (※宋申錫事件にも関与)	旧169・王璠伝、通鑑245・唐紀61・文宗大和9年11月の条
郭行餘	邠寧節度使。事件に兵を率いて参加予定であったが、事件の発生までに金吾衛に到着せず。	旧169・郭行餘伝、通鑑245・唐紀61・文宗大和9年11月の条

鄭注	鳳翔節度使。事件時は澧水での宦官排斥計画実行のため藩鎮にいた。事件の発生を知り宮中に戻ろうとするも、官僚の虐殺事件となっていると知り、逃亡。途中で李孝本と共に捕まり誅された。	旧179・鄭注伝、通鑑245・唐紀61・文宗大和9年11月の条
羅立言	京兆少尹。兵を率いて参加。	通鑑245・唐紀61・文宗大和9年11月壬戌の条
李孝本	李訓と旧知の仲で、計画発案に関与し最もこの謀に預かる。当日兵を率い宦官十余名を殺傷。鄭注の下に身を寄せるも途中で共に捕えられ誅される。	旧169・李孝本伝、通鑑245・唐紀61・文宗大和9年11月の条
韓約	左金吾衛大將軍。金吾衛左杖に甘露ありと詐称。	通鑑245・唐紀61・文宗大和9年11月壬戌の条
魏逢	鳳翔少尹。鄭注の妻の兄。甘露の変の際に鄭注と共に誅されているが、甘露の変への関与は不明。	新8・文宗本紀、旧179・鄭注伝

(附記)

甘露の変時に殺害された官僚については、『旧唐書』卷十七下、文宗本紀、大和9年11月の中に、(大和9年11月) 壬戌、中尉仇士良率兵誅宰相王涯・賈餗・舒元興・李訓、新除太原節度使王璠・郭行餘・鄭注・羅立言・李孝本・韓約等十餘家、皆族誅。とあり、この記事に採用されている順序を採用した。『新唐書』卷8、文宗本紀の甘露の変に関する記事では、鳳翔少尹魏逢も殺害されたとある。

## 注

(1) 甘露の変が当時の文学に及ぼした影響については、孫銘蔚「論『甘露の変』対晩唐士人心理的影響」(『盐城師範学院学报(人文社会科学版)』二〇〇〇年、三期)、路成文「唐代兩篇『牡丹賦』与『甘露の変』」(『南洋師範学院学报(社会科学版)』第三卷一〇期、二〇〇〇年一〇月) などがある。

(2) 『資治通鑑』卷二四五、唐紀六一、文宗大和九年の「甘露の変」の記事に付した史贊で、

臣(司馬)光曰、論者皆謂(王)涯・(賈)餗有文学名声、初不知(李)訓・(鄭)注之謀、横罹覆族之禍。臣獨以為不然。夫顛危不扶、焉用彼相。涯・餗安高位、飽重祿、訓・注小人、窮奸究險、力取將相。涯・餗与之比肩、不以為恥、国家危殆、不以為憂。儉合苟容、日復一日、自謂得保身之良策、莫我如也。若

使人人如此而無禍、則奸臣孰不願之哉。一旦禍生不虞、足折刑劇、蓋天誅之也。(仇)士良安能族之哉。

(3) 牛李の党争については、築山治三郎「牛李の朋党」(『唐代政治制度の研究』第二章第四節、創元社、一九六七年)、礪波護「中世貴族制の崩壊と辟召制―牛李の党争を手がかりに―」(『東洋史研究』二一―三、一九六二)、渡辺孝「牛李の党争研究の現状と展望 ―牛李党争研究序説―」(『史境』二九、筑波大学歴史人類学会、一九九四年) などがある。

(4) 黄日初「唐代文宗武宗兩朝中樞政局探研」(齊魯書社、二〇一五年、四月)、黄日初「二〇二二A」、「二〇二二B」を含む。氏は著作・論文中に先行研究の参考・引用を明示しておらず、先行研究を

まとめた記述（もしくは同様の記述）と思われる部分が見られる。

- (5) 陳寅恪『隋唐制度淵源略論稿・唐代政治史述論稿』（中華現代学術名著叢書）、商務印書館出版、二〇一一年、初出一九九四年）
- (6) 岡崎文夫『隋唐帝国五代史』（二二〇頁。東洋文庫、平凡社、一九九五年）
- (7) 布目潮颯・栗原益男『隋唐帝国（講談社学術文庫）』（三九三頁。講談社、一九九七年、一〇月）
- (8) 尾形勇・岸本美緒編『中国史（世界各国史シリーズ）3』（二六〇頁。山川出版社、一九九八年。該当部分の執筆は金子修一氏。）
- (9) 氣賀澤保規『絢爛たる世界帝国 隋唐帝国（全集 中国の歴史06）』（二二六頁。講談社、二〇〇五年、六月）
- (10) 『資治通鑑』卷二四五、唐紀六一、文宗大和九年の条に、  
上御紫宸殿、問宰相何為不來、仇士良曰、王涯等謀反繫獄。因以涯手狀呈上、召左僕射令狐楚・右僕射鄭覃等升殿示之。上悲憤不自勝、謂楚等曰、是涯手書乎、对曰是也、誠如此、罪不容誅、因命楚・覃留宿中書、參決機務。使楚草制宣告中外。楚敘王涯・賈餗反事浮汎、仇士良等不悅、由是不得為相。  
とあり、王涯が自書させられた様子が伺える。
- (11) 『資治通鑑』卷二四三、唐紀五九、文宗大和二年の条、劉蕡の策を伝える記事の胡三省注に、  
百官赴南牙朝會者、謂之外官、亦謂之南司。宦官列局於玄武門内、兩軍中尉護諸宮於苑中、謂之中官、亦謂之北司。  
と南司と北司について説明がされている。ちなみに、北衙・南衙は北司・南司と同義である。
- (12) 『資治通鑑』卷二四六、唐紀六二、文宗開成三年八月癸未の条に、  
開成以來、神策將吏遷官、多不聞奏、直牒中書令覆奏施行、遷改殆無虛日。甘露之變之後、宦官專橫遂至於此。  
とあり、宦官が神策軍の人事異動を行っていたことが分かる。
- (13) 劉從諫については、『旧唐書』卷一六一・劉悟伝付劉從諫伝、『新唐書』卷二一四・藩鎮宣武彰義澤潞・劉悟付劉從諫伝。劉從諫の反宦官の態度は記事中に複数見られるが、論文中では宰相の罪状に関

する記事を書いた。

- (14) 十一人の中に、劉從諫の上奏の中にも見える王涯等があり、王涯が冤罪である事は知られていた。この十一人の中には甘露の変に参加した者と、甘露の変の計画を知らなかった者がおり、冤罪である後者がこれら上奏の根拠となっている。これらの理解には必要な情報ではあるが、甘露の変時のことであるので甘露の変後を中心に扱う本稿では、本文中ではこのことに触れず、文末に「表 甘露の変 協力者・宰相の動向一覧」としてまとめた。
- (15) 令狐楚については、『旧唐書』卷一七二・令狐楚伝、『新唐書』卷一六六・令狐楚伝。
- (16) 裴度については、『旧唐書』卷一七〇・裴度伝、『新唐書』卷一七三・裴度伝。
- (17) 松本保宣氏「二〇〇二」、「二〇〇七」。
- (18) 『旧唐書』卷一八四、楊復恭伝。

### 参考文献

- ※論文五十音順で並べた（中国人研究者は日本語読み）。未見分には頭に\*をつけた。
- 王萌「二〇〇七」「金吾衛軍与甘露之变」（『蘭州教育学院学报』一期）
- 郭紹林「二〇〇二」「甘露之变新論」（『河南師範大学学报（哲学社会科学版）』二九卷、二期）
- \* 賈完保「二九八七」「甘露之变」剖析」（『唐史論叢』三、陝西人民出版社）
- \* 王寿南「一九八九」「論甘露之变」（『第一屆國際唐代學術會議論文集』、学生書局）
- 何燦浩「一九九〇」「甘露之变」性質的深析」（『寧波師院学报（社会科学版）』一期）
- \* 何燦浩「一九九二」「試論唐代中期君主对宦官之策的特点及其原因」（『寧波師院学报』一期）

\*胡如雷「一九九七」『試論唐朝の甘露之變、中文宗和南衙、朝官失敗的主要原因』（『唐代的歴史与社会』、武漢大学出版社）

黄日初「二〇一〇」『唐文宗与甘露之變、的關係問題再探』（『宜春学院学报』三四卷、第一期）

黄日初「二〇一〇」『從中樞体制視角反思唐代甘露之變』（『求索』河南省社会科学院、一〇期）

田廷柱「一九九二」『唐文宗謀翦宦官与甘露之變』（『遼寧大学学报』一九九二—四）

\*湯承業「一九七三」『論李訓所以敗于仇士良——甘露之變的檢討』（『食貨月刊（復刊）』卷三、七期）

\*董万斌「一九八二」『唐人看甘露之變』（『中華文史論叢』、上海古籍出版社）

傅紹磊「二〇一〇」『宦官專權背景下的唐文宗朝翰林學士』（『電子科技大學学报（社科版）』第一二卷）

\*馬浙軍「一九九四」『略論甘露之變』（『唐文化研究論文集』、上海人民出版社）

松本保宜「一九九九」『唐代宦官論——近年の中國人研究者の論說を中心に——』（『立命館文學』五六二号、付論二、三二—頁、三一—七頁に加筆の上、再録されている。）

松本保宜「二〇〇二」『唐文宗皇帝の聽政制度改革について——開成年間を中心に——』（『古代文化』五四—七、古代学協会）

松本保宜「二〇〇六」『唐王朝の宮城と御前會議——唐代聽政制度の展開——』（『晃洋書房、九月』）

※松本氏「一九九九」、「二〇〇二」を再録している。（加筆あり）

横山裕男「一九七〇」『唐の官僚制と宦官——中世的側近政治の終焉序説——』（『中国中世史研究』東海大学出版社）

横山裕男「一九七五」『甘露の變——始末——唐代政治史の一齣——』（『長野大学紀要』五、長野大学）

雷巧玲「一九九五」『甘露之變』發微（『陝西師範大学学报（哲学社会科学版）』二四卷、第三期）

劉運承「一九八六」『甘露之變再評』（『史林』上海社会科学院歷史研究

所、一期）

\*盧向前「一九九八」『甘露之變、前後鄭注行蹤考弁』（『文史』四六、中華書局）

\*盧向前「二〇〇二」『李訓鄭注矛盾与甘露之變——甘露事件研究之二』（『文史』五六、中華書局）

\*盧向前「二〇〇〇」『惜訓惡注』与時人心態——甘露事件研究之三』（『唐研究』第六卷、北京大學出版社）

\*盧向前「一九九八」『李訓鄭注与牛李党人——甘露事件研究之四』（『學術集林』第十三期、上海運東出版社）